Information

特定健診・健康診査の受診はお済みですか？

40歳以上の国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している人で、まだ特定健診（健康診査）を受けていない人は、ぜひ受診して自分の生活習慣を振り返ってみましょう。

照会　市民課　国保年金係　☎0537(85)1171

災害による被害を受けたら申請してください

風水害や地震、その他災害によって被害が生じた場合、保険の請求や救済措置などの手続きの際に「罹災（りさい）証明書」や「被災証明書」の提出を求められることがあります。どちらも税務課窓口で申請を受け付けており、無料で発行しています。

①罹災証明書

災害によって生じた家屋の被害の程度を証明するものです。対象は、住家および住家に付随する倉庫、車庫などの家屋です。

②被災証明書

災害によって家屋などに被害があった事実を証明するものです。対象は、住家以外の家屋（店舗、事務所など）およびその他構築物（カーポート、塀など）です。

③申請に必要なもの

・罹災証明交付申請書または被災証明交付申請書（ホームページからダウンロードすることができます。また、窓口でも配布しています）

・認印

・被害のあった部分および建物全体が分かる写真（プリンターで印刷したもの）

照会　税務課　☎0537(85)1114

税金を納めることは国民の義務です

税金は、教育、福祉、防災、道路や水道の整備、補修など、私たちが安心して健康に暮らせる環境づくりに必要な財源です。

税金を滞納すると、市の財政を圧迫して住民サービスに支障をきたすだけでなく、納期限内に納税している大多数の人との公平性を欠くことにもなります。

このため、11月から12月までの2カ月間を県下一斉の「滞納整理強化月間」として徴収強化に取り組みます。

◆税金の納め忘れはありませんか

市では、支払い能力があるのに納付がない滞納者に対して、財産の差し押さえをするなどの滞納処分を実施しています。

◆滞納すると延滞金がかかります

税金を納期限内に納めなかった場合、完納するまでの間、年8・9％（令和2年度の場合。ただし、納期限後一カ月は2・6％）の延滞金がかかります。

◆税金を納めなければ財産を差し押さえます

納期限内に税金が完納されなければ、督促状を発送します。それでも納付や連絡がない場合は、催告書を送付すると同時に、預貯金や給料、不動産などの財産を調査し、財産を確認した場合は差し押さえをします。

差し押さえた財産は、取り立てや公売により換価（換金）し、滞納金などに充当します。

◆納税相談（税務課窓口）

期限内納付や滞納額の一括納付が困難な場合は、早めにご相談ください。

日時　平日　8時15分～17時（毎週火曜日は19時まで受付）

照会　税務課　収納推進室　☎0537(85)1174

令和3年入校・入隊自衛官候補生を募集

①高等工科学校（一般採用試験）

受験資格　中卒（見込み含）、17歳未満の男子

受付期間　令和2年11月1日(日)～令和3年1月6日(水)

試験日　令和3年1月23日(土)

場　所　浜松基地

②陸・海・空自衛官候補生（男女）

受験資格　採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の男女

受付期間　令和2年11月9日(月)～令和3年1月15日(金)

試験日

浜松基地　令和2年11月9日(月)～令和3年1月24日(日)

※試験場所など、詳細についての質問がある場合は、照会先に連絡してください。

照会　自衛隊袋井地域事務所　☎0538(43)3717

人権に関するお悩みは人権擁護委員に相談を

市には、法務大臣から委嘱された7人の人権擁護委員がいます。「不当な差別を受けている」「職場や学校でいじめを受けている」など、人権についての悩みをご相談ください。

特設人権相談日については、照会先へお問い合わせください。

【人権擁護委員】

小川正美、齋藤善久、大石せつ子、匂坂房男、栗林尚史、大澤壽子、大森祥晴

照会　福祉課　☎0537(85)1121